「信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会」中間整理のポイント

平成20年9月

1. 研究会の目的 （なお、本研究会における整理は、あくまで考え方の一つの整理であり、本整理以外の考え方を排除するものではない。）

○平成19年に施行された改正信託法により、事業承継に活用可能なスキームが創設され、そのメリットについて数多くの指摘がなされている。
○しかしながら、実際には下記の要因により、**事業承継の円滑化のために信託が活用されている事例はそれほど多くはない**。
- 多くの中小企業経営者にとって、信託を活用した事業承継への取組のイメージが涌かないこと。
- 会社法や民法等との関係が十分に整理されていないため、リーガルリスクを懸念して、信託銀行等が商品展開に慎重であること。

➡ 以上を踏まえ、本研究会では、既存の法体系に抵触しない**中小企業の事業承継に活用可能な信託スキームについて、一つの考え方を整理**。

2. 信託を活用した事業承継への活用の具体的手法の整理

①遺言代用信託を利用した自益信託スキーム

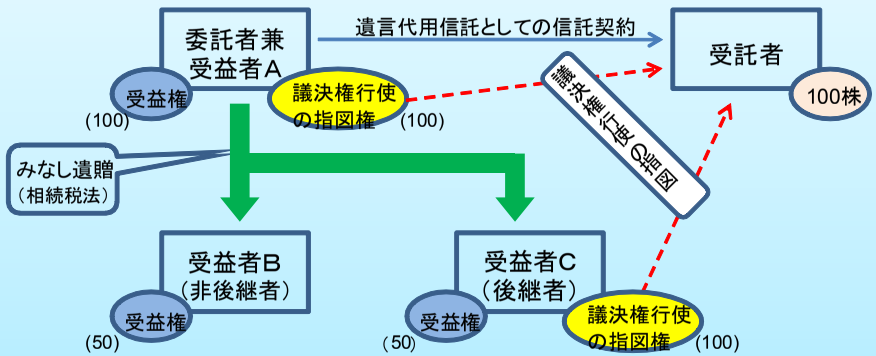

○後継者は、相続開始と同時に受益者となることから、経営上の空白期間が生じないなど、遺言と比較してメリットあり。
○上記スキームのように、受益権を分割して非後継者の遺留分に配慮しつつ、議決権行使の指図権を後継者のみに付与することで、議決権の分散を防止し、安定的な承継を実現可能。

②他益信託を利用したスキーム

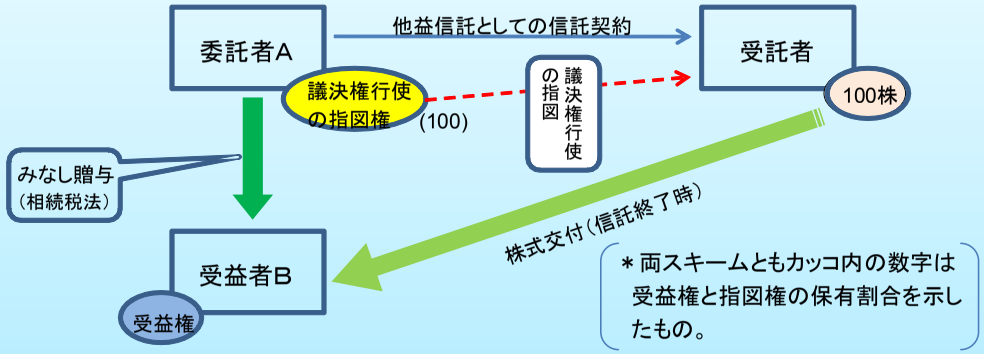

○経営者が議決権行使の指図権を保持することで、経営者は、引き続き経営権を維持しつつ、自社株式の財産的部分のみを後継者に取得させることが可能。
○同様の効果を有する種類株式の発行と比較して手続が容易。また、拒否権付株式の発行の場合、積極的に会社の意思決定を行うことはできない。

※上記のほか、現経営者が、子の世代の後継者だけでなく、孫の世代の後継者も決定することが可能な「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」も事業承継に活用可能。

3. 会社法等に関する論点整理

○会社法との関係

・受益者が受益権の割合に応じた議決権行使の指図権を有している場合には、会社法上の問題は生じない。

・非公開会社においては、会社法上、議決権について株主ごとに異なる取扱いを定めることが認められているため、複数の受益者のうち特定の者に議決権行使の指図権を集中させても、会社法上の問題は生じない。

○議決権行使指図権の内容と信託目的及び受託者の善管注意義務の整理

・事業承継の円滑化を目的とする信託において、議決権行使の指図の内容が円滑な事業承継の遂行と抵触する場合（会社の解散議案に賛成する等）は、受託者の善管注意義務等との関係から問題。

・このため、信託契約に受託者と受益者(指図権者）の協議条項を設けるのも一案。

○銀行法・独占禁止法との関係の整理

・受託者が信託銀行である場合、総議決権数の5%超の議決権株式を受託しても、議決行使につき指図を受ける場合は、銀行法及び独禁法上の「5%ルール」に反しない。

4. 民法に関する論点整理

○相続財産・遺留分算定基礎財産との関係の整理

・信託により受益者が取得する受益権（受益者連続信託において第2次以降の受益者が取得する受益権を含む。）は、委託者からの遺贈又は贈与に準じて、委託者の相続に関し、その相続財産・遺留分算定基礎財産に算入される。

・受益者連続信託において、委託者以外の受益者の死亡により他の受益者が取得する受益権は、当該死亡した受益者の相続に関し、その相続財産・遺留分算定基礎財産に算入されない。

○遺留分減殺請求の対象、相手方及びその効果の整理

・減殺請求の対象は、信託行為であるが、受託者への財産権の移転と受益者による受益権の取得という両面を捉えるべき。

・減殺請求の相手方は、受託者と受益者の双方。

・減殺請求の効果は、減殺請求の対象物（受託者が相手方の場合は信託財産、受益者が相手方の場合は受益権）の全部又は一部が請求者に移転し、相手方は、現物返還義務を負う。ただし、受託者又は受益者は、価額弁償を選択することが可能。

※信託の利用促進を通じて、事業承継の円滑化を図るため、信託を活用した事業承継スキームへの事業承継税制（非上場株式等に係る課税価格の80%の相続税の納税猶予制度）の適用の可能性について、論点を精査しつつ、引き続き検討。